

恵庭市幼児教育特区

都道府県名：

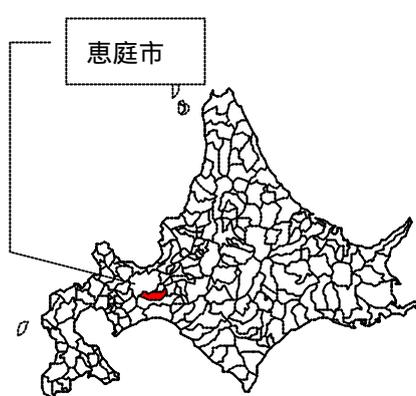
北海道

申請主体名：

恵庭市

区域の範囲：

恵庭市の全域



特区の概要：

恵庭市では少子化や核家族化等により、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況が発生しており、幼児同士の触れ合いの機会の減少による社会性の低下や保護者の養育力の低下に対する懸念が聞かれている。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、4年間の幼児教育の実施により、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・三歳未満児の幼稚園入園の容認

